

# 総社市立維新小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

- ・児童はのびのび育っており、全体的に明るく素直である。異学年や幼稚園、地域の方とのふれあも多い。
- ・少人数であるため、教職員の目が行き届きやすい。その反面、困ったことを自分から伝えることに苦手意識のある児童がみられる。また、自己中心的な言動でトラブルになることもある。
- ・教員集団も意見交換がしやすく、児童についての情報収集もしやすい。
- ・保護者や地域は、学校教育に協力的で、学校に寄せる関心も高い。
- ・インターネット上でのトラブルは今のところはない。多くの家庭はインターネットを使用しており、スマートフォン・タブレット・携帯電話をもっていたり(家族の人のものを)使用したりする児童も増加している。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事(生徒指導担当)以外にも各学年の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、インターネット等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や学級懇談を実施し、児童・家庭への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向け、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・「人権週間」や「いじめについて考える週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
  - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で必要に応じて児童に対する情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

### 保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々に児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校だよりや保健だより、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・学級懇談等で、インターネット上のいじめの問題にふれ、意見交換や協議の場を設定する。
- ・人権教育参観日で、自他を尊重する大切さを伝え、学校の保護者の理解を得る。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(必要に応じて外部委員も参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外  
PTA会長 等
- ・校内  
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各担任、養護教諭、SC、SSW等

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・総社市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・総社警察署生活安全課

<連携の内容>

- ・情報交換

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然防止

- (教員研修)
- ・教職員の指導力向上のための研修として、ICTサポーターによる児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
- (児童会活動)
- ・人権週間やあそぼうデーにおいて児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (だれもが行きたくなる学校づくり)
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年に応じて行う。

② 早期発見

- (実態把握)
- ・児童の生活実態把握のためのアンケートを定期的実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
- ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
- ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- (家庭への啓発)
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを学級だより等で配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- ・犯罪行為(触法行為)として取り扱われるべき重大ないじめ事案など、学校だけで対応しきれない場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- (いじめられた児童への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
  - ・必要に応じて心的外傷に対応するためSCによるカウンセリングを行う。
- (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
  - ・必要に応じてSCによるカウンセリングを行う。

<参考様式2>

総社市立維新小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① 未然防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ・昨年度の様子について  ○総社警察署生活安全課(スクールサポーターとの情報交換)	○学級づくりの取組 ・だれもが行きたくなる学校づくりプログラムの実施 ○なかよし遠足(5/2)(児童会)	○情報共有(毎週の終礼) ○体と心のアンケート(毎月実施) ○学校だよりの発行(随時) ○学級だよりの発行(随時)	○発生事案への対処(随時)  ○対応手順の共通理解(対策委員会)
5月	○いじめ対策委員会(5/10)	○情報モラルに関する授業(随時)(各学年)  ○運動会(5/20)(体育)	○アセスの実施  ↓	○アセス結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
6月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○いじめについて考える週間の取組(6/7~13)(生徒指導) ○あそぼうデーの実施(每学期)(児童会) ○人権教育参観日(6/20)(各学年)	○教育相談(6/13~15)(教育相談)	○教育相談の共通理解 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
7月			○個人懇談(7/12~13)(各学年)  ○学校生活アンケートの実施(校長)	
8月	○職員研修 ・ネットいじめ、SNSについて  ○PTA人権研修、保護者講演会(PTA)			
9月			○学校生活アンケートの実施 ○教育相談(9/12~14)(教育相談)	○教育相談の共通理解 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
10月	○いじめ対策委員会(10/11)			○アセス結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
11月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する情報交換	○学芸会(11/25)(学芸)		
12月		○人権週間(人権教育担当)	○学校生活アンケートの実施(校長)	○学校生活アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
1月	○PTA教育講演会		○アセスの実施  ↓	
2月	○学校評議員会 ・一年間の取組の反省  ○いじめ対策委員会(2/14)		○教育相談(2/6~8)	○教育相談の共通理解 ・必要に応じて対処(生徒指導担当)
3月				